

告 示

埼玉県告示第四百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―三五―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字辻八十六―一、百―一

埼玉県川口市大字三ツ和二千九百七十二―一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百七十立方メートル